

犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議  
が定める「建具の防犯性能の試験に関する細則」に基づく

## 防犯性能の高いサッシ等の 構造・仕様に関する基準書

概要版

(平成16年 3月31日制定)

(平成17年10月21日改訂)

(平成19年12月13日改訂)

社団法人 日本サッシ協会

## 目 次

1. 適用範囲	1
2. 用語	1
3. 種類	2
4. 構造	
4. 1 共通事項	3
【ドア関係】	
4. 2 ドア（A種）の構造	4
4. 3 ガラسدアの構造	4
4. 4 上げ下げ内蔵ドアの構造	5
4. 5 引戸の構造	6
4. 6 ガラス引戸（自動を含む）の構造	7
【窓関係（サッシ）】	
4. 7 引き形式のサッシの構造	8
4. 8 開き形式のサッシの構造	9
4. 9 折りたたみ形式のサッシの構造	9
4. 10 上げ下げ形式のサッシの構造	10
【窓関係（その他）】	
4. 11 雨戸の構造	11
4. 12 面格子の構造	12
5. 品質管理	13

1. **適用範囲** この基準書は、「建具の防犯性能の試験に関する細則（防犯性の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議）」（以下、細則という。）の通則的運用の規定に定める種類について、予察試験結果及び既往の知見等に基づき、防犯性能を満たすために最低限必要と考えられる構造・仕様について規定する。

2. **用語** 本基準書では、用語を以下のように定める。

**攻撃** : 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が定める各種手口による開扉攻撃等のことをいう。

**防犯上有効な主錠** : 戸と戸、又は戸と枠を拘束する締り金物のうち、こじ破りの手口による破壊的開扉を防止するもの。以下、単に「主錠」という。

**補助錠** : 戸と戸、又は戸と枠を拘束する締り金物のうち、主錠以外に取り付けられるもの。

**鎌形式錠** : 戸と枠を拘束する締り金物で、面内方向に対しても防犯上有効な拘束力を有するもの。

**引張り破壊強度・圧縮破壊強度** : 「JIS A 5545 サッシ用金物」に規定する強さ試験に準じた試験を実施し、破壊に至るまでの最大強度。

**柔構造** : 部材のたわみ等により、工具の力点が働かない構造。

**テラスドア** : 室外側にシリンダーを設けないガラスドア仕様のもの。

**ドア(A種)** : 主に3階建以下の低層住宅用として供給されるドアで、屋外側からも施開錠操作できる構造のドア。

**ガラスドア** : 主として勝手口等に使用されるもので、室外からも施開錠操作できる構造のドア。扉の部分が枠だけで構成されたドアで主としてガラスをはめ込んで使用する。

**ガラス引戸(自動を含む)** : 戸の部分が枠だけで構成された引戸で主としてガラスをはめ込んで使用する引戸。自動式と手動式がある。

**ロック付きクレセント** : クレセントにおいて、戸と拘束する部分の回転を防止する機能をもったもの。

**外れ止め** : 障子が枠から外れないようにサッシの上部又は下部に取付けた部品。

**連動締り** : ハンドルを回すことによりハンドルにセットした金具で上もしくは下、又は上下に連動するロッドが押し付けや引き寄せをする装置。

**グレモン締り** : ドアの上枠、下枠にデッドボルトを突き出して施錠するタイプで横方向にもデッドボルトを有し上中下三点締りとして作動するもの。なお、グレモン錠ともいう。

**雨戸における戸箱タイプ・戸皿タイプ** : 雨戸の戸を収納する部分において屋外側が面材で覆われているものを戸箱タイプ、覆われていないものを戸皿タイプという。

**面格子におけるサッシ付け型** : 面格子のうち、サッシに装着されるもので、サッシと一体のタイプ、サッシに後付けするタイプがある。

### 3. 種類

3.1 本基準書で規定する種類（分類）、開閉形式は以下のとおりとする。

表1 建具の開閉形式

種類（分類）	対象とする開閉形式	姿図	種類(分類)	対象とする開閉形式	姿図
ドア関係	ドア(A種)	片開き	窓関係 (サッシ)	開き形式のサッシ	開き (テラスドアを含む)
		親子開き 両開き			たてすべり出し
	ガラスドア	片開き			横すべり出し
	上げ下げ 内蔵ドア	片開き			突き出し
	引戸	引違い		折りたたみ形式のサッシ	片開き
		片引き			両開き
		両引き (引分け)			上げ下げ形式のサッシ
	ガラス引戸 (自動を含む)	片引き		両上げ下げ	
		両引き (引分け)		窓関係 (その他)	雨戸
	窓関係 (サッシ)	引違い			面格子
引き形式のサッシ		片引き			
両引き (引分け)					

※ 引き形式のサッシにおいては、中棧付きのものは含まない。

※ 開き形式のサッシの開き（テラスドアを除く）及びたてすべり出しは内開きも含む。

※ 図は代表例を示す。

3.2 開閉形式の組合わせ 細則に基づいて、所要の侵入抵抗性能を有することが確認された開閉形式は、方立及び無目等を用いて組合わせることができる。

#### 4. 構造

##### 4.1 共通事項

4.1.1 本基準書に定める建具の基本構造及び材質は次項以降の規定によるものとする。

4.1.2 ドア及び引戸に装着する錠は、別途定める「錠、電気錠、シリンダー及びサムターンの防犯性能の試験に関する細則」に基づいて行う試験に合格した錠を使用する。なお、そのうちの少なくとも1箇所は、戸に穴をあけて手を差し込んでもサムターンを操作することが不可能な仕様のものを使用していること。

4.1.3 サッシ、ドア及び引戸に装填するガラスは別途定める「ガラスの防犯性能の試験に関する細則」又は「ウィンドフィルムの防犯性能の試験に関する細則」に基づいて行う試験に合格したガラス又はウィンドフィルム（以下、ガラスという。）を使用する。

4.1.4 ドア（A種）の本体及びその他のサッシ、ドア、引戸においてガラスの代わりにパネル類を用いる場合は、次の各号に定める構造・仕様のいずれかとする。

- (1) 鋼製又はステンレス鋼製で板厚 1.5 mm 以上のもの、又はアルミニウム板製で板厚 2.0 mm 以上のもの
- (2) 屋外側表面がアルミニウム押出型材製のもの
- (3) 木質材料製のもの
- (4) 表裏に鋼板、ステンレス板又はアルミニウム板を用い、その中間に発泡プラスチック系断熱材を充填（樹脂板を表裏とも表面材に接着したものを含む。）した両面フラッシュ構造のもの。
- (5) 鋼製、ステンレス製、アルミニウム押出型材製又は木製の芯材を配置している両面フラッシュ構造のもの

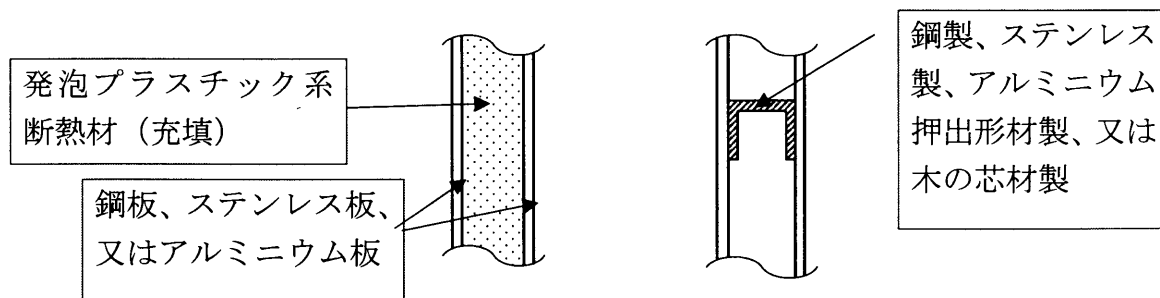


図1 両面フラッシュ構造の例

4.1.5 F I X(固定)形式（サッシのほかドア及び引戸のF I X(固定)形式の袖部分等を含む。）は、4.1.3に定めるガラスを使用していることを前提として、その構造・仕様にかかわらず侵入防止に有効であるものとみなす。

4.1.6 開閉機構を有するサッシ及びドアで、枠内法寸法（枠有効開口寸法が枠内法寸法より小さい場合は、枠有効開口寸法に代えることができる。）を次の（1）から（3）に示す大きさのブロックのいずれも通過が不可能な設定としたものは、その構造・仕様にかかわらず侵入防止に有効であるとみなす。

- (1) 400 mm×250 mmの長方形
- (2) 400 mm×300 mmの楕円形
- (3) 直径が 350 mmの円

**【ドア関係】**

4.2 **ドア(A種)の構造** ドア(A種)について、5分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす構造・仕様を以下に規定する。

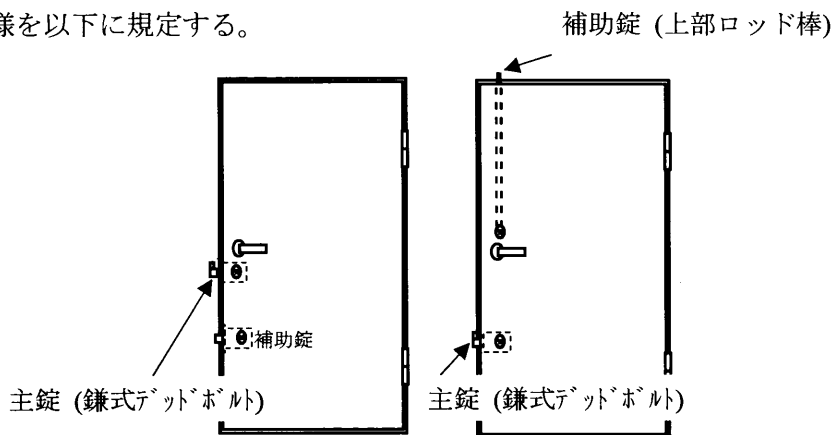


図2 ドア(A種)の構造例

- 4.2.1 戸と枠の拘束部は2点拘束とし、主錠(鎌式デッドボルト)及び補助錠(上部ロッド棒を含む。)の組合わせとする。
- 4.2.2 戸と枠の拘束部の構造・仕様は、攻撃に十分耐えるものとする。
- 4.2.3 4.2.1から4.2.2に掲げる構造・仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造・仕様の場合は、これらと同等以上の防犯性能を有する構造・仕様であるとみなす。

4.3 **ガラスドアの構造** ガラスドア(主として勝手口等に使用されるもので、室外からも施開錠操作できる構造のドア)について、5分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす構造・仕様を以下に規定する。

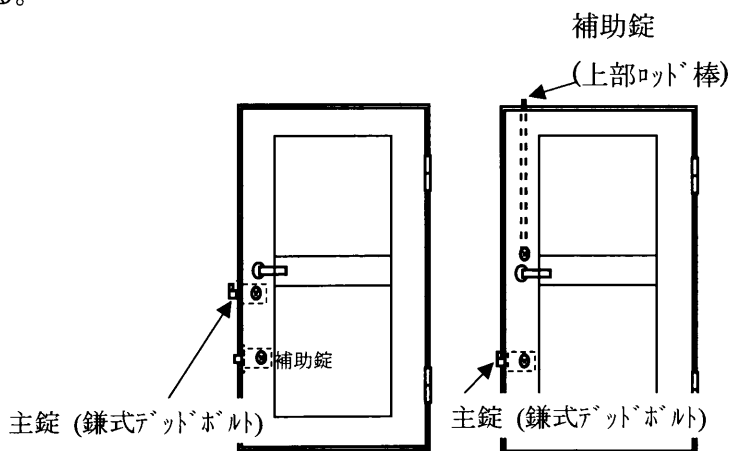


図3 ガラスドアの構造例

4.3.1 戸と枠の拘束部は2点拘束とし、主錠（鎌式デッドボルト）及び補助錠（上部ロッド棒を含む。）の組合わせとする。

4.3.2 戸と枠の拘束部の構造・仕様は、攻撃に十分耐える構造とする。

4.3.3 4.3.1から4.3.2に掲げる構造・仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造・仕様の場合は、これらと同等以上の防犯性能を有する構造・仕様であるとみなす。

4.4 上げ下げ内蔵ドアの構造 勝手口等に用いる上げ下げ内蔵ドアについて、5分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす構造・仕様を以下に規定する。

4.4.1 扉本体の拘束部は2点拘束とし、主錠（鎌式デッドボルト）及び補助錠（上部ロッド棒を含む。）の組合わせとする。

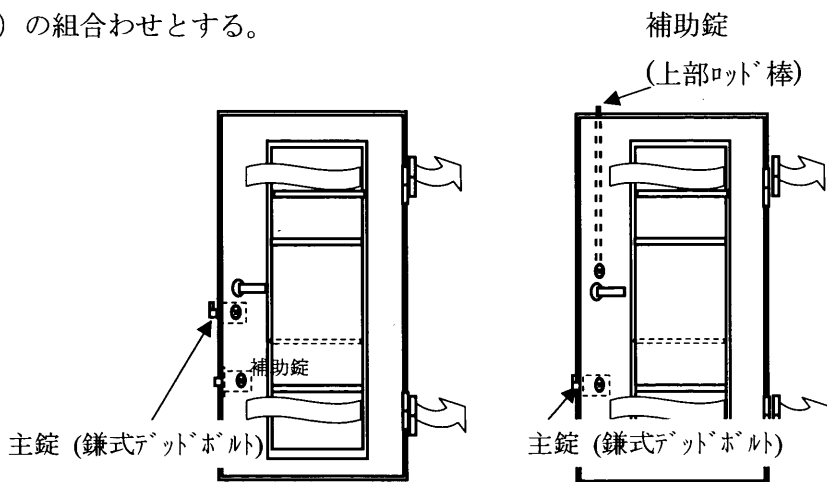


図4-1 上げ下げ内蔵ドア 扉本体の構造例

4.4.2 扉本体の拘束部の構造・仕様は、攻撃に十分耐えるものとする。

4.4.3 可動障子部の構造・仕様は、次の各号のいずれかによる構造・仕様とする。

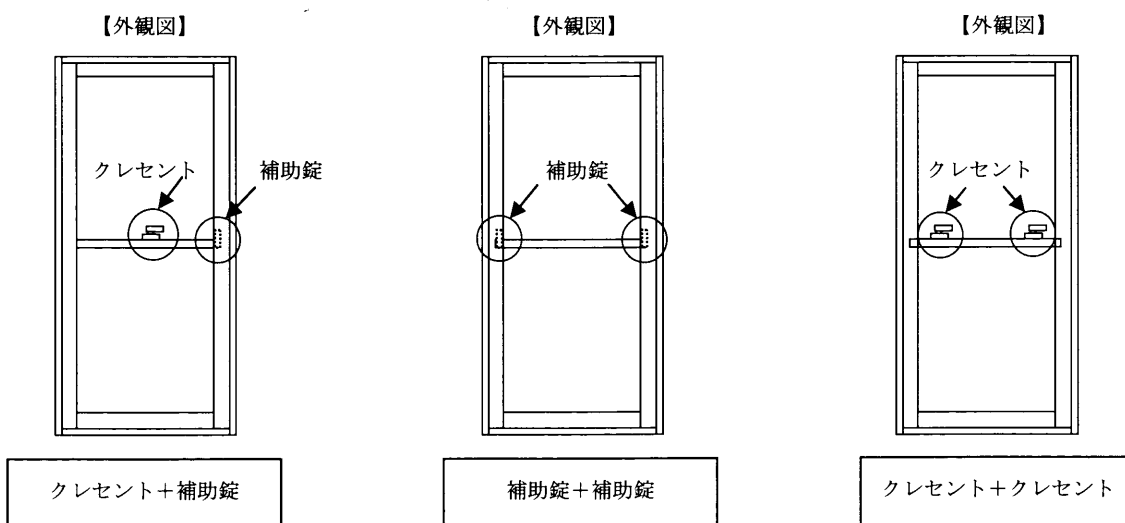


図4-2 上げ下げ内蔵ドア 可動障子部の構造例

(1) 可動障子部の構造により対処する方法

可動障子部の拘束は、クレセント及び補助錠各1個、もしくはクレセント又は補助錠のいずれか2個を用いた2点拘束とするとともに、次の(a)又は(b)のいずれかの方法により攻撃に対する抵抗を有する構造とする。

(a) 扉下框と可動障子部下框との間に工具が容易に挿入できない構造。

(b) 扉下框と可動障子部下框との間に工具の力点が働かない柔構造とし、拘束する締り金物の強さは、攻撃に十分耐えるものとする。

(2) パンチングパネル格子部及び扉本体との連結部の構造で対処する方法

パンチングパネル格子部及び扉本体との連結部を強固なつくりとすることにより、この部分だけで攻撃に十分耐える構造としたもの。

4.4.4 4.4.1から4.4.3に掲げる構造・仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造・仕様の場合は、これらと同等以上の防犯性能を有する構造・仕様であるとみなす。

4.5 引戸の構造 玄関引戸について、5分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす構造・仕様を以下に規定する。

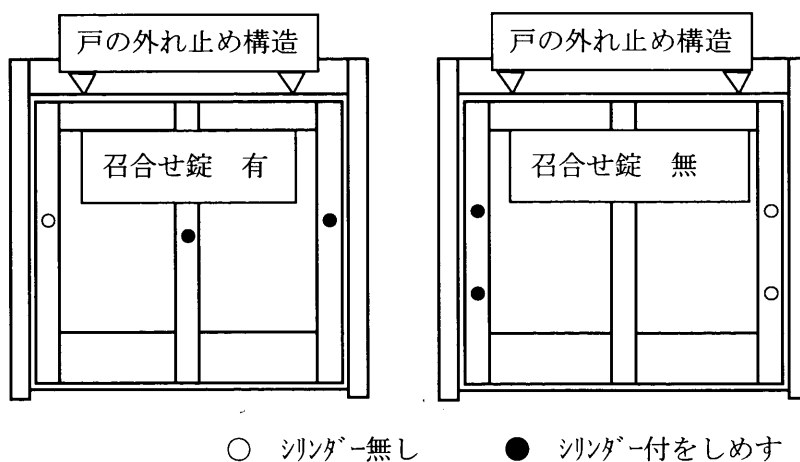


図5 引戸の構造例

4.5.1 障子は、外れ止め部品を装着する等により障子が外れない構造とする。召合せ框部は攻撃に十分耐える構造・仕様とする。

4.5.2 戸と戸、又は戸と枠の拘束は2点拘束とし、戸1枚毎に鎌錠2個を装着する。

屋外側から施開錠操作できる錠は、4.1.2に規定する鎌錠とする。

4.5.3 鎌部、鎌受け部、鎌受けの裏板の材質は攻撃に十分耐える構造・仕様とする。

4.5.4 4.5.1から4.5.3に掲げる構造・仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造・仕様の場合は、これらと同等以上の防犯性能を有する構造・仕様であるとみなす。

4.6 ガラス引戸（自動を含む）の構造 ガラス引戸（自動を含む）について、5分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす構造・仕様を以下に規定する。材質は、アルミニウム、鋼又はステンレス鋼とする。

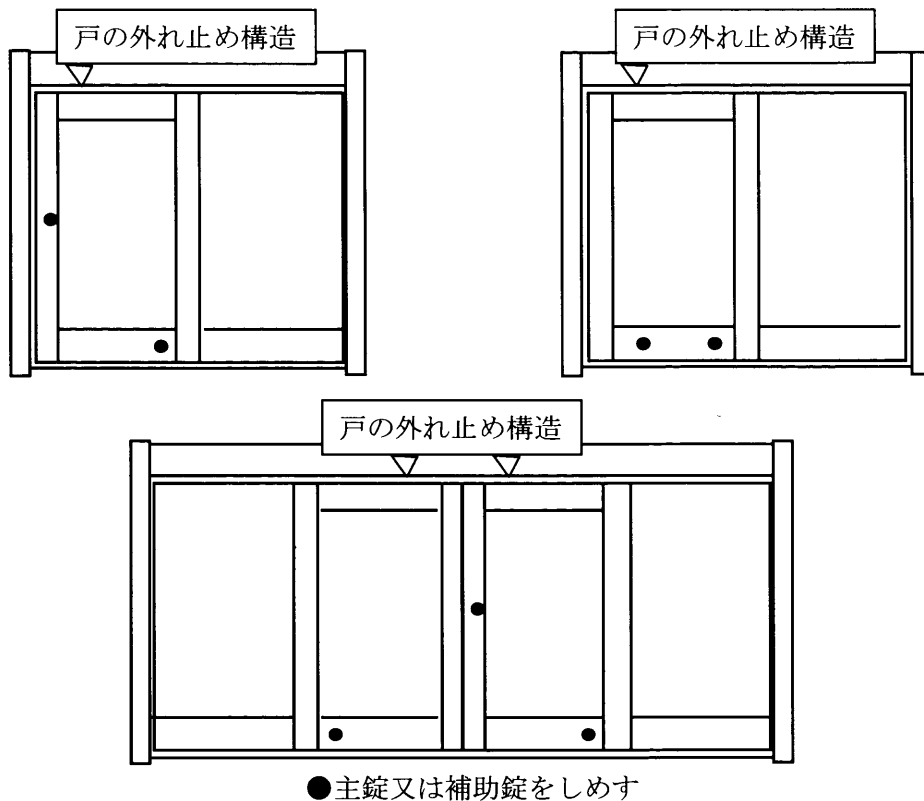


図6 ガラス引戸（自動を含む）の構造例

4.6.1 戸は、外れ止め部品（上り止め）を装着する等により戸が外れない構造とし、戸下部は攻撃に十分耐える構造・仕様とする。

4.6.2 戸と戸、又は戸と枠の拘束は主錠2個、又は主錠及び補助錠各1個を用いた2点拘束とし、戸1枚毎に錠2個を装着する。なお、戸先框及び突合せ框については鎌形式錠を装着する。屋外側から施開錠操作できる錠のうち少なくとも1箇所は、4.1.2に規定する錠とする。ただし、屋外側から施開錠しない錠は4.1.2に規定する錠でなくてもよい。

4.6.3 主錠は、締め金物と受けとの間で面内方向の引張り荷重を拘束し、攻撃に十分耐える構造・仕様とする。

4.6.4 鎌受け部、鎌受けの裏板の材質は、攻撃に十分耐える構造・仕様とする。

4.6.5 4.6.1から4.6.4に掲げる構造・仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造・仕様のものは、これと同等以上の防犯性能を有する構造・仕様であるとみなす。

【窓関係（サッシ）】

4.7 引き形式のサッシの構造 引き形式のサッシについて、5分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす構造・仕様を以下に規定する。

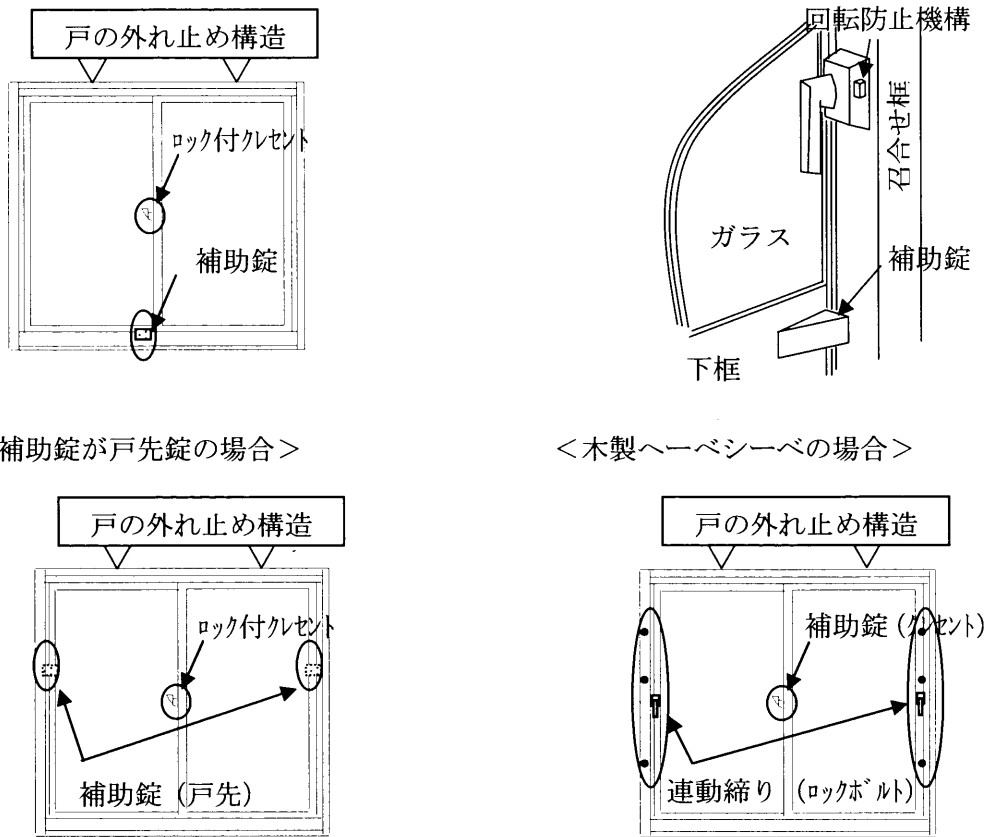


図7 引き形式のサッシの構造例

4.7.1 戸と戸、又は戸と枠の拘束は2点拘束とし、戸2枚毎にロック付クレセント及び補助錠各1個を装着する。ただし、ロック付クレセントは連動締りに、補助錠は第2クレセント（ロック付の有無は問わない）に代用することができる。

木製ハーフシーベは、各戸の戸先部に3点以上のロックボルト式連動締り及び召合せ框部に補助錠（クレセント）1個を装着する。なお、連動締り又は補助錠（クレセント）のどちらか一方をロック付（回転防止機構）とする。

4.7.2 召合せ框は、煙返しの設置等により攻撃に十分耐える構造・仕様とする。

煙返しのない木製ハーフシーベは、召合せ部に工具が入りにくい構造とし、煙返しに代わるものとしてロッキングプレートが3箇所以上装着すること。

4.7.3 拘束する締り金物の構造・仕様は攻撃に十分耐えるものとする。

4.7.4 外れ止めが装備されている等、戸がはずれにくい構造とする。

4.7.5 4.7.1から4.7.4に掲げる構造・仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造・仕様のものは、これらと同等以上の防犯性能を有する構造・仕様であるとみなす。

